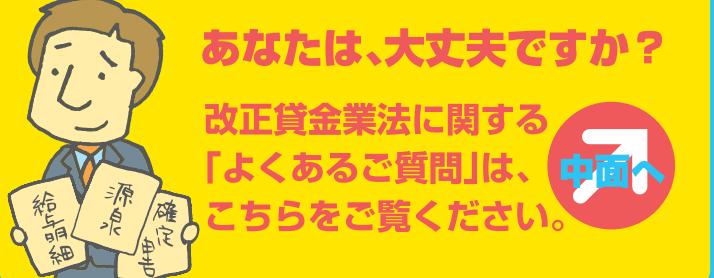


あなたは、大丈夫ですか？



総量規制Q&A

改正貸金業法に関する「よくあるご質問」を、ご紹介します。

Q1. これまできちんと返済してきたのに、どうして急に借りられなくなつたのでしょうか？

A1. 借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、法律(貸金業法)が変わりました。

このため、「年収の3分の1」を超える新規の借入れはできなくなります。また、借入れの金額によっては、年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。



Q2. 「年収を証明する書類」って何ですか？

A2. 1年間の収入がわかるような書類です。例えば、「源泉徴収票」「確定申告書」、「給与明細」などです。



Q3. 誰もが「年収を証明する書類」を提出しなければならないのですか？

A3. ①ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合
②他の貸金業者から借りている分も合わせて、合計100万円を超えて借りる場合
のどちらかに当てはまれば、提出が必要です。

Q4. 専業主婦(主夫)の場合は、どうすればよいですか？

A4. 配偶者の同意を得て借入れをすることができる場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などが必要です。



Q5. 「年収の3分の1」を超える借入れがあると、超えている分をすぐに返さないといけないのですか？

A5. いいえ、契約のとおり返済すれば問題ありません。ただし、「年収の3分の1」を超える新規の借入れはできません。

Q6. 1社からの借入れが「年収の3分の1」以内であればよいのですか？

A6. いいえ。数社から借りている場合は、その借入れの合計が「年収の3分の1」以内であることが必要です。



Q7. 銀行からの借入れも合わせると「年収の3分の1」を超えてしまいます。

A7. 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など、貸金業者以外からの借入れは、含みません。

貸金業者からの借入れの合計が「年収の3分の1」以内かどうかで判断されます。

Q8. クレジットカードで買い物をした分も合わせて「年収の3分の1」以内でないといけないのですか？

A8. クレジットカードで買い物をした分は、含みません。

ただし、クレジットカードで現金を借りた分(キャッシング)は、貸金業者からの借入れに当たりますので、それも合わせて「年収の3分の1」以内である必要があります。

